

政策の名称	3 安全・快適な交通環境実現のための施策の推進 ・交通規制情報管理システムの整備		
政策の内容・目的	GIS技術を用いて全国の交通規制情報をデータベース化し、情報の適切な管理運用と有効活用を図るもの		
必要性	【公益性】 行政情報の電子化により広域交通管理の高度化、交通情報提供事業の適性化及び高度化等を図り、車種別規制、時間別規制、臨時規制等を含むすべての種類の最新の交通規制情報を一元的に管理するなど道路交通の安全と円滑に資する。 【官民の役割負担】 公権力の行使に関わるため行政が実施する。データの民間利用は可能。 【国と地方の役割分担】 国のコンピュータシステムに利用する基礎データを都道府県警察が入力する。システムの整備については、全国の仕様統一、データ共有化等が必要であるから国が整備する。 【民営化・外部委託の可否】 公権力の行使に関わることであるため、民営化・外部委託には適さない。 【緊急性の有無】 『e-Japan重点計画-2002』において「民間事業者による高付加価値の情報提供を促進するため、2004年度までにカーナビゲーションシステム等で必要となる交通規制情報のデータベース化を図る」ことが決定されており、早急に本システムを整備する必要がある。 【他の類似政策】 該当なし。		
達成効果等	【今後見込まれる効果】 災害発生時等に広域にわたる交通管理を的確に実施することが可能となるほか、カーナビゲーションシステム等を利用した交通情報提供の高度化等により運転者の安全性、利便性が向上する。 【効果の発現が見込まれる時期】 平成17年度以降		
予算額	【平成15年度要求額】 99,745千円		
効率性	【代替的手段の有無】 データ数が膨大であり（標識板だけで1千万枚超）、態様も複雑であるため電子化が必須であることから、代替的手段はない。 【他の事業との連携】 警察庁交通情報検証システム及び広域交通管制システムの機能が向上する。また、民間の交通情報提供事業の高度化も実現する。 【効果とコストとの関係についての分析】 電子化により事務効率とデータ活用範囲が飛躍的に向上することが見込まれるが、定量的分析は困難である。		
学識経験を有する者の知見の活用	なし。		
その他			
政策所管課	交通規制課	評価実施時期	平成14年8月